序 立地適正化計画について

1. 計画策定の背景・目的

本町では、2012年(平成24年)に森町都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの基本指 針として活用するとともに、この内容に基づき、各種の取組を進めてきました。

その後、策定から10年弱が経過するなかで、人口減少・少子高齢化の本格化、新東名高速道路の 開通、東日本大震災等の大規模災害への懸念など、本町を取り巻く状況は大きく変化してきたことか ら、これらに対応することが必要となっています。

こうした中、人口減少・少子高齢時代の進展を踏まえたまちづくりを進めるため、2014年(平成 26 年)に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、居住や医療・福祉・商業等の都 市機能の立地の適正化により、コンパクトシティの実現化を目的とする立地適正化計画を作成するこ とができるようになりました。

本町においても人口減少・少子高齢化の傾向は続くと想定されており、まちをコンパクトにし、よ り効率的・効果的なまちづくりを進めなければ、今まで身近に利用できた医療・福祉・商業等の生活 サービス機能や公共交通等の日常生活に必要不可欠な機能が低下し、豊かな暮らしが損なわれていく ことが懸念されます。

このため、都市計画マスタープランの改定に併せて立地適正化計画を策定し、居住や都市機能の適 正な誘導を図ることにより、人口減少・少子高齢時代においても持続可能なコンパクトなまちづくり を進め、豊かな暮らしの維持を図ります。

■ 人口減少時代のまちの課題とコンパクト化による効果のイメージ (出典:国土交通省資料)

コンパクトシティ化による効果の例 都市が抱える課題 コンパクトシティ 生活利便性の維持・向上等 ● 生活サービス機能の維持 都市を取り巻く状況 -● 生活サービス施設へのアクセス確保 ○ 人口減少・高齢者の増加 など利用環境の向上 ● 高齢者の社会参画 ○ 拡散した市街地 ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に 生活できる都市環境 ネットワーク 地域経済の活性化 ■ 都市の生活を支える機能の低下 ● サービス産業の生産性向上、投資誘発 ○医療・福祉・商業等の生活 ● 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大 ➡ ビジネス環境の維持・向上により 地域の「稼ぐ力」に寄与 サービスの維持が困難に 〇公共交通ネットワークの縮小・ サービス水準の低下 行政コストの削減等 ● インフラの維持管理の合理化 ■ 地域経済の衰退 ● 行政サービスの効率化 ○地域の産業の停滞、企業の撤退 ● 地価の維持・固定資産税収の確保 〇中心市街地の衰退、 ● 健康増進による社会保障費の抑制 低未利用地や空き店舗の増加 ▶ 財政面でも持続可能な都市経営 中心拠点や生活拠点が ■ 厳しい財政状況 地球環境への負荷の低温 利便性の高い公共交通で結ばれた ○社会保障費の増加 ● エネルギーの効率的利用 多極ネットワーク型コンパクトシティ ● CO2排出量の削減 〇インフラの老朽化への対応 ▶ 低炭素型の都市構造の実現

2. 立地適正化計画とは

(1)計画に定める事項等

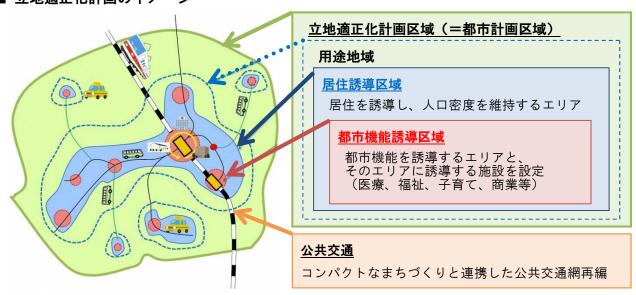
立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地 の適正化を図るための計画」として定めるものです。

計画には、対象区域を記載するほか、計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定するなど、基本的な方針を記載します。

また、医療・福祉・商業等のサービスの効率的な提供を図るため、都市機能を誘導する「都市機能 誘導区域」や、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図る ために居住を誘導する「居住誘導区域」を位置付けます。

これらの区域に都市機能や居住を誘導するために、必要な施設・施策を併せて位置付けるほか、都市機能誘導区域外で誘導施設を建築する場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の開発(3戸以上の新築等)を行う場合等に、町への事前の届出が義務付けられることとなります。

■ 立地適正化計画のイメージ



■ 立地適正化計画に記載する事項

【必須事項】

- ・立地適正化計画の対象区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- · 都市機能誘導区域
- ・誘導施設(都市機能誘導区域に誘導する施策)
- ·居住誘導区域
- ・都市機能、居住を誘導するための取組 等

【任意事項】

- ・その他、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を 図るために必要な事項
- … 特定用途誘導地区
- … 居住調整地域
- … 駐車場配置適正化区域 等

(2)計画の意義と役割

① 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、町全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる都市計画マスタープランの高度化版です。

② 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを進めます。

③ 都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土 地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

④ 市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢と して活用することが可能です。

⑤ まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり 方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

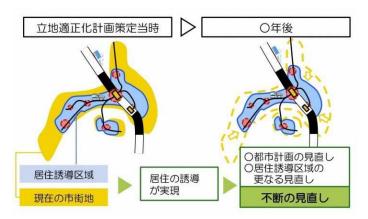
⑥ 策定による国からの支援措置等の活用

本計画を策定することで、必要な都市機能を維持・誘導するための支援制度を国から受けられるようになります。国からの支援制度には、「都市再構築戦略事業(交付金)」「都市機能立地支援事業(民間補助)」等のほか、国からの交付金等の拡充や、民間事業者に対する直接的な支援など、誘導施設を都市機能誘導区域内に維持・誘導するためのメニューが設定されています。

(7) 時間軸を持ったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸を持ったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

■ 時間軸による計画見直しのイメージ



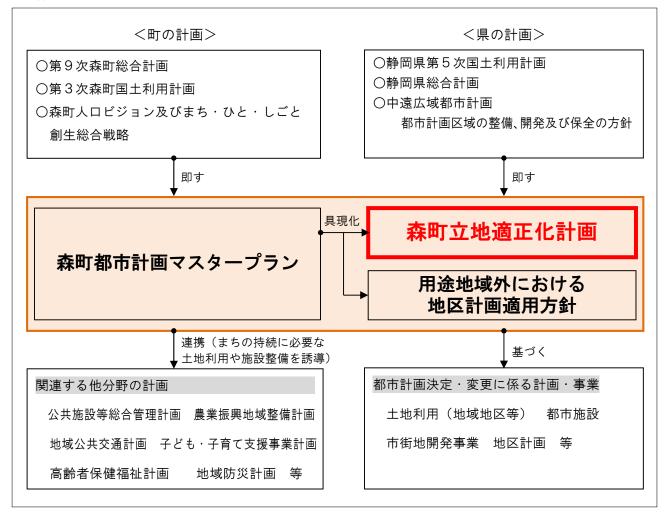
3. 計画の基本的事項

(1)計画の位置付け

「森町立地適正化計画」は、「第9次森町総合計画」や「中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即し、「森町都市計画マスタープラン」の一部として、「用途地域外における地区計画適用方針」とともに、将来目指すべき都市像の実現を図るための計画です。

計画の推進に際しては、都市計画の分野だけでなく、他分野との連携や整合を図ります。

■ 森町立地適正化計画の位置付け



(2)計画の対象範囲と目標年次

① 対象範囲

森町立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき都市計画区域全域(主に用途地域内)を対象 範囲とします。ただし、計画による効果や影響については、都市計画区域外にも配慮します。

2 目標年次

目標年次は、森町都市計画マスタープランと同じ 2040 年(令和 22 年)とします。都市計画マスタープランの改定に併せて見直すことを基本としますが、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況等に対応するため、必要に応じて適宜見直します。

■ 立地適正化計画と上位・関連計画の役割分担と対象範囲

